

## 土曜日共同保育の実施に関するQ & A

令和3年8月4日現在

No.	【質問】	【回答】
1	土曜日共同保育に関する協定書の「実施にあたっての留意事項」として、どのような事項を記載すれば良いか。	各施設の状況により判断いただければと思います。 例として以下の事項が考えられます。 ・ 依頼施設から実施施設への職員（保育士等）の派遣に関する事項 ・ 子どもに関する情報（保育の状況、アレルギーの有無など）のやり取りの方法 ・ 子どもの送迎場所、送迎方法 ・ 依頼施設から実施施設に保育を依頼できる子どもの最大人数
2	土曜日共同保育の実施に関する保護者同意と個人情報に関する保護者同意を別に取らなければならないか。	同時に取って差し支えありません。 また、土曜日共同保育の実施や個人情報に関する取り扱いについて重要事項説明書に盛り込んで同意を取ることも可能です。
3	実施施設と依頼施設が遠距離となる場合でも土曜日共同保育を実施できるか。	依頼施設の利用子どもの保護者が送り迎えをするにあたり負担とならない範囲で実施して下さい。
4	土曜日共同保育の実施時間はどのように決めれば良いか。	実施施設と依頼施設との協議により決めることができますが、原則として11時間以上実施して下さい。 また、依頼施設の利用子どもの保護者に不利益とならないよう、依頼施設の現在の土曜日開所時間を十分に考慮して設定して下さい。
5	依頼施設の保育士が土曜日に実施施設で勤務することは可能か。	可能です。依頼施設の利用子どもに配慮する観点から、依頼施設の保育士を1名以上実施施設に配置してください。 また、土曜日に定期利用する子どもがいる場合には、依頼施設の保育士が一定期間引継保育を行うことが望ましいと考えます。
6	依頼施設と実施施設を週や月単位で入れ替えることはできるか。	保護者や子どもへの過度な負担となる恐れがあることから、原則として認められません。 やむを得ず入れ替える場合は、改めて市と事前協議を行った上で、保護者同意と運営規程の変更が必要となります。
7	保護者から給食費（主食費・副食費）を実費徴収することはできるか。	給食費は土曜日分を含めて平日に通っている施設に支払っている（又は公定価格に含まれている）ことから、保護者からの追加徴収は認められません。
8	保護者から延長保育料を実費徴収することはできるか。	徴収しても差し支えありませんが、その場合は実施施設と依頼施設双方の運営規程に定め、当該子どもが平日に通っている施設が料金を徴収するようにして下さい。
9	実施施設でアレルギー対応食を提供していないので、依頼施設からアレルギーのある子どもを預かる場合に弁当の持参を要請することはできるか。	できません。 必要な情報を依頼施設と共有し、アレルギー対応食を提供して下さい。
10	保育日誌や出席簿はどのように記載すれば良いか。	保育日誌は、実施施設の日誌に記入して下さい。 依頼施設の日誌には、「土曜日共同保育のため、〇〇保育所（園）の日誌に記載」などと記入し、出席者の名前も記入して下さい。 出席簿は、子どもが普段在籍する保育所で記入して下さい。子どもの登園予定や実際の登園状況については、実施施設と依頼施設との間で適切に情報共有して下さい。

11	土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施したが、B園の在籍児しか利用がなかった場合、A園は保育の提供がないものとして閉所と取り扱われるのか。	土曜日に閉所する場合の調整は、原則として、開所していても保育を提供していない場合（自園の子どもがいない状態）に適用されます。共同保育であっても、自園の子どもに対し保育の提供が行われていない場合は、同様に閉所しているものとして取り扱われます。当該事例については、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。
12	土曜日に開所していても保育を提供していない場合、閉所しているものとして取り扱うとのことだが、土曜日利用希望があり開所したが、当日キャンセルにより利用する子どもがいなくなった場合も閉所しているものとして取り扱うのか。	事前に利用希望があり開所したのであれば、当日に利用する子どもがいなくなり保育の提供ができなくなったとしても、開所しているものと扱われます。（※当日キャンセルの場合のみとなります。）